

平成29年度第5回流山市生涯学習審議会会議録

1 日 時

平成29年9月13日（水）15時00分開会

2 場 所

流山市文化会館（中央公民館）講義室

3 議 事

- （1）流山市おおたかの森ホールについて
- （2）流山市おおたかの森ホールの利用料金について（答申）案について
- （3）流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （4）その他

4 出席委員

辻野会長 増満副委員 土屋委員 伊藤委員 佐藤委員 井田委員
神永委員 里館委員 野上委員

5 事務局

戸部生涯学習部長 井口生涯学習部次長兼生涯学習課長 中西公民館長
小栗図書・博物館長 吉原生涯学習課長補佐
長岡生涯学習課生涯学習係長 中平主事 島田臨時職員（記録）

6 傍聴者 なし

7 会議録

15時00分開会

（事務局）

委員の皆様には、お忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。只今から平成29年度第5回生涯学習審議会を開催することとなります。

最初に、辻野会長からご挨拶をお願いします。

(辻野会長)

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

新学期が始まった関係がございまして学校関係の委員の先生が欠席のようでございますけれども、本日はまとめなければならないことございますので、ご協力お願いいたします。それではよろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。それでは、先日、配付いたしました会議資料の確認なのですが、大変申し訳ございませんけれども変更がございます。第5回生涯学習審議会資料としてお配りした資料を、市長・副市長に説明した際、一部このようにした方がいいという話がございましたので、それを考慮させていただいております。後程事務局から説明させていただきます。

【資料確認】

- ・ 次第
- ・ 第5回生涯学習審議会資料
- ・ 諮問（案）
- ・ 流山市文化祭パンフレット
- ・ 第九演奏会のチラシ
- ・ 平成29年度東葛地区社会教育振興大会開催についてのご案内
- ・ 流山市立図書館等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（資料1～7）
- ・ 流山市教育要覧の訂正についての依頼
- ・ 社教連会報

次に、只今から議事に入らせていただきますが、ここからは、辻野会長に進行をよろしくお願いします。

(辻野会長)

本日の会議につきましては、出席委員9名です。

委員12名のところ半数以上の出席ですので、流山市生涯学習審議会条例第5条第2項により会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、はじめに第4回議事録の内容について事務局から説明お願いします。

(事務局)

始めに第4回審議会議事録が遅れまして大変申し訳ございません。近日中にメールにて送信させていただきます。

それでは第4回審議会の要旨について説明させていただきます。前回の審議会では、ホールの利用料金案について各委員から様々なご意見をいただき、審議会の中で答えられる部分についてはお答えし、それ以外は8月末にメールでお答えしたところでございます。委員の皆様には次の点についてご指摘をいただきました。

- ・新ホール・文化会館・生涯学習センターの利用料金の違いについて、位置環境や音響効果に配慮した新しい施設でそれなりに運営コストもかかる点から、利用料金が高くなっている点
- ・営利団体に対する割増料金設定の低い点
- ・舞台のみの使用、利用料金の設定について
- ・定期的な利用料金の見直しの実施について
- その他 利用料金表の区分午前・午後・夜間・終日の表示のため、実際の利用時間がわかりづらい点
- ・減免の対象者の表現がわかりづらい
- ・高齢者を免除対象から除外している点
- ・備品、ピアノの表示がホールで使うものなのか、リハーサル室やスタジオで使うものなのかわかりづらい点

等のご意見いただきました。

これらのご意見に対する市の考えも含めまして、次第(1)流山市おおたかの森ホールについてにて、ご説明させていただきます。議事の要旨については以上でございます。

(辻野会長)

議事の要旨が目の前のデータになくて口頭で説明していただいたことについて、何かご質問やご意見がございましたら…、よろしゅうございますか。

それでは、次第に沿って議事を進めさせていただきます。

はじめに 議事(1)流山市おおたかの森ホールについて、今回の内容は、流山市おおたかの森ホールの利用料金から、ホール全体の内容を説明していただくと聞いておりますので、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

本日お配りいたしました、第5回生涯学習審議会資料を見ていただくようお願いいたします。

【流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例（案）等の概要説明】

- (1) ホール及び楽屋の新たな考え方について
- (2) 事前予約について
- (3) 料金表の変更点について

(辻野会長)

只今の説明について、ご質問やご意見などがございましたらお願いします。

(井田委員)

ホールの利用料金について質問がありまして、資料に条件内容がありますが記述におおざっぱなような印象を受けました。リハーサル室やその他の施設を、「今までの生涯学習関係施設と同様な内容で減額又は免除します」とあり、市内に居住している方とか高校生とか記述があるが、それに比べるとホールはおおざっぱで、ホールは高いし一般の人は使わないからそれで条件がおおざっぱなのではないかという印象があります。

また、ホールでは75歳以上、その他の施設は65歳と、細かく考えると疑問点がわいてきます。

(辻野会長)

今のようなご意見が出る、そのために議事録なりで前に議論したことを早めに示してもらいたいと思います。もし今の質問にかいつまんで説明できるようでしたらお願いします。

(事務局)

これまでも皆様からそういったご意見が有りまして、高齢者の考え方につきまして公共施設検討委員会で議論してきたのですが、高齢者の利用が大変

多く、実は利用料金が切迫している状況でございます。生涯学習と言っている反面、何故高齢者を減免から外すのかとのご意見もありました。ホール・楽屋につきましては市民に広く鑑賞の場を与える、その他につきましては練習施設ということで、使い方を分ける考え方をしております。ホール・楽屋は見せる施設という考え方で、あえて75歳以上の高齢者、それから障害者、中学生を減免の対象としております。市が使う場合も全て有料、減免から外したということでございます。

利用料金につきましても、他の市内の施設や近隣施設に比べて高めです。駅近という立地条件やホール設備にお金をかけて音響の質の高い建物にしているということで、高い設定にさせていただいておりますが、利用が多く収入が多くあれば料金設定を下げると審議会ではご説明しております。

(井田委員)

リハーサル室等には市内市外とか記述があって、ホールの方にはないのは何故だろうと思ったものです。

(事務局)

ご指摘に関しましては、あくまでも審議会で分かりやすくこういったかたちで進めさせていただいたのですが、条例規則の形式にのっとって理解しやすいようにしていきます。

(井田委員)

ありがとうございます。

(土屋委員)

第4回の時の料金表と比べ値段が若干20円とか30円とか、動かしした理由についてお願いします。

(事務局)

面積を誘致推進課で確認したところ若干数値が間違っていて、単純に単価をかけ直して変わっております、申し訳ございません。

先ほどの減免の関係でございますが、規則の方では市内に居住するというかたちで同じような項目でやっております。書き方がおおざっぱで申し訳ございません。

(里館委員)

減免のところ、75歳以上にしたという特別な理由はあるのですか。

(事務局)

柏市の事例を今回参考にさせていただきました。前回は高齢者の減免については減免しないということでしたが、社会教育・生涯学習という観点からそれでは、というご意見がございましたので再度検討させていただきました。柏市さんが75歳以上で受益者負担での高齢者への支援策ということで行っておりますので、こちらを採用させていただきました。

(里館委員)

あと、スタジオを借りる時の利用料金に対してアップライトのピアノを借りる値段が高すぎるのではないかと前回もお話をしたのですが、これはこのままなのでしょうか。ピアノの値段だけ見ると前は例えばスタインウェイとかヤマハとか会社の名前を出さないというのが今回は出てきていて、ホールでスタインウェイなら13,000円、リハーサル室であればヤマハのフルコンでわかるのですが、スタジオはアップライトが2000円というのは借りるお部屋に対して借りる楽器が高い、楽器を借りなくてはいけない人がスタジオを借りる時、他ではありえないかなと思うのですが。

(事務局)

スタジオはアップライトなのですが、一般的な備品に比べ数十万とか100万とかするものです。それぞれこちらに出ている、例えばビデオプロジェクターに関しては実は100万程度の金額でございまして、それに比べて安めの設定にさせていただいております。原価が高いので、それに見合うかたちになっております。ただ、あまり高くなると借りていただく方がいないのかなということでこの価格にしております。

(里館委員)

その考え方でいくと、スタジオを借りる人がピアノを使わないようになる気がするのですが。例えば新品のときは数十万から200万だとしても新品とのお考えでこういうことにしているんですよね。この前、償却していくものだから値段の変更があるかもしれないということでしたが、あまりにもスタジオよりピアノの方が高いということで、例えば中古のピアノを入れる事は視野に入れておりますか。

(事務局)

今回の工事に関しては、土地を流山市が提供しそれと交換して建設をやっていただくという方式を取っております。その中にある程度備品も含まれておりまして、建設を行う業者の購入ですから新品だと思います。それを市の方に交換というかたちでございまして、ホールが開館して使っていく中で、買い替える時に予算に合わせて新品にするか中古にするかということはあるかと思えます。開館にあたっては新品を設置するという考え方です。

(辻野会長)

今の里館さんのご質問は前回からございましたし、専門的な見地からのご意見でありますので考えてみてください。

私の方から質問なのですが、付属設備のなかに音響・照明設備に持ち込みは書かれておりますが、他は考えなくていいのかなと思いましたので検討していただきませんか、よろしいですか。考えられないということでしたらそれで結構でございます。

(事務局)

音響や照明の場合、業者が入って今ある設備では足りないということが想定されます。そういった意味合いで音響と照明には持ち込み料を取っているのですが、楽器に関しては個人のものでありますから、例えば譜面台が足りないとかは考えられます。

(辻野会長)

譜面台だって自分の使い慣れたものがあるでしょう、ということで。

(神永委員)

予約システムは市外市内とも入れるのでしょうか。

(事務局)

パソコンでできます。市外の方もご自分のパソコンで予約システムに入ってください。

(神永委員)

市内と市外は分かれているのでしょうか。

(事務局)

今の予約システムだと、市民が構成メンバーとして入っていないと団体として登録はできません。

(神永委員)

団体登録で代表者が市外の方で市内の方が何割以上とか、そういう決まりはあるのですか。おおたかの森ホールというのは普通の市内施設とは違いますよね。この前頂いた資料の市の考えですが、そこによると市内外問わず多くの人々の交流進展の場ということで、すばらしい考え方だと思いますし、それが延いては市民のためになると思うので、このおおたかの森ホールはちょっと他とは違うという感じを受けたのですが、予約システムも他の施設とは違った考え方で決められているのかと思いました。

(事務局)

システム自体は同じものを使います。市内の方は優先予約がありますが、予約システムには市外の方も市内の方も自分のパソコンで入っていただけます。

(神永委員)

他の施設と同じということですか。わかりました。

(事務局)

他の施設とは違う点がありまして、他の施設は抽選がありまして、抽選期間に申し込んでいただいて当選の方が使うことが出来ます。その間10日間の間お待たせするようなかたちになりトラブル発生しているということを知っていますので、抽選はやりません。また、システムを使うのはスタジオ1・2、会議室1・2だけでございます。ホール・楽屋・リハーサル室は直接施設に予約申し込みをしていただきます。

(神永委員)

分かりました、ありがとうございます。

(事務局)

先ほど里館委員さんから、アップライトピアノの2,040円が会場使

用料よりも高額なのではないかとのご指摘がありました。料金の設定の考え方をご説明させていただきます。

今年4月にオープンいたしました浦安市音楽ホールの利用料金を参考にさせていただいております。ちなみに1時間当たり540円で、午前午後で4倍というかたちで2,040円です。ただ、演者の立場でお話しいただきましたので、会場使用料と備品使用料の考え方ですが、アップライトについては検討させてください。利用しやすいように考えていきたいと思っております。

(辻野会長)

ただいまの説明について何点かご質問なり意見が出ました。説明不足等については理解しやすいようにということでございますので、本件よろしゅうございますか。

続きまして、(2)の「流山市おおたかの森ホールの利用料金について(答申)案について」ですが、あらかじめ、今まで4回の審議会を開催して、流山市おおたかの森ホールの利用料金(案)についてこの審議会で協議してまいりました。今回、事務局と協議させていただき、会長の権限で答申書の案を作成させていただきました。事前に配付させていただきましたが、この答申書(案)について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

答申(案)の内容説明させていただきます。

流山市おおたかの森ホールの利用料金について(答申)

平成29年8月2日付け流教生第203号で諮問のあった流山市おおたかの森ホールの利用料金について、流山市生涯学習審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり附帯意見等を付して答申します。

1 利用料金(案)について

流山市では、市民が日々使用する公共施設が整備されています。これらの公共施設は、維持管理のための経費がかかり、その経費の多くは市民が支払う税金と施設を使用する方からの利用料金等によって賄われています。

特に、市民が支払う税金の部分については、施設を使用していない人が支払った税金が含まれており、施設を使用していない人に、多くの負担を求め

ることは不公平であります。

市では公共施設の管理及び運営に指定管理者を導入するなど、利用者サービスの向上、経費削減及び効率化に努めていますが、それにも限界があり、少子高齢化や経済成長の鈍化などの社会経済状況の変化を踏まえると、受益者負担と公平性の観点から適正な利用料金設定が求められていると考えます。

このため、今回の流山市おおたかの森ホールの利用料金（案）は、平成28年度に開館したキッコーマンアリーナと同様に、施設を使用する人に相応の負担を求める受益者負担の原則に立って検討しました。

利用料金（案）を基として計算した利用者負担率については、キッコーマンアリーナと同様に50パーセントとなるよう進めましたが、利用料金があまりにも高額となることから、結果的に利用者負担率を35パーセントとした利用料金（案）であり、この措置は使用する市民の高い負担増を抑えた適切な考え方であると言えます。

さらに、営利団体が営利を目的として使用する場合は、その割増率は当初、100分の130と設定されていましたが、近隣の同様な施設と比較しても低く設定されているため、本審議会において公共施設として市民の使用を優先とする立場に立って割増率を上げるよう提案し、割増率は100分の150に修正しました。

これらのことを総合的に勘案して、今回の利用料金（案）は、市内外の生涯学習施設等と比べれば高額であるように思われますが、流山おおたかの森駅前という立地条件や音響に配慮した新しい施設ということを考慮しますと、おおむね適切な利用料金であると考えます。

しかし、施設の稼働率を60パーセントと設定して算定されているため、今後、施設の稼働率が上昇した場合等において、市民負担の適正化を図っていただきたいところであります。

このことについては、施設の稼働率等を勘案して定期的に利用料金を見直すということでありますので、次の附帯意見を添えて、諮問で示され、その後の修正された別紙について利用料金（案）とします。

2 附帯意見

利用料金の減免に関して、客席を備えるホール及び楽屋に関しては、市民に良質な音楽を提供する施設とその付随的な施設であることを理由として、次のとおり新たな減免の考え方が示されました。

- (1) 75歳以上の者、障害者及び中学生以下の者に関して、5割に相当する額を減額する。

(2) 流山市以外の官公庁が使用する場合のほか、流山市が使用する場合も減額又は免除を行わない。

(3) 流山市又は教育委員会が共催する場合及び後援する場合並びに社会教育団体等が使用する場合も減額又は免除を行わない。

本審議会では、今回の減免の考え方の変更による社会教育団体等への影響を、できる限り抑える措置を講じるよう要望して附帯意見とします。

(辻野会長)

ただ今、あらかじめ皆様にお配りし事務局から読み上げさせていただいた答申案は、私と事務局とで協議させていただきました。これについてご質問・ご意見ございましたらどうぞ。

(土田委員)

前回の会議で料金の見直しに関する文言を入れたらどうかと提案した気がするのですが。今期はこれでスタートするとして、先ほどのアップライトの件も含めタイミングを見直すということを入れていただきたい、パブコメもあるし、そういう文言を入れておいた方が料金見直しのきっかけを作るうえでも意味があると思えます。

(辻野会長)

今の質問につきましては、本文の最後の3行のところで「施設の稼働率等を勘案して定期的に利用料金を見直すということであります」ということで、それも含んだかと思ったのですが、ご指摘いただいたのもう少し文言についてを考えたいと思えます。

(土田委員)

「見直すということありますので」というのが、人ごとのような感じがするので。

(辻野会長)

わかりました。

(事務局)

前からお指摘がございましたので、2付帯意見(1)としまして75歳

以上の者、市内に居住するということをご指摘の通り入れた方が良いかと思
います。

(辻野会長)

今日「ホール及び楽屋の新たな考え方について」として、まったく新たな
考え方が示されましたが、この考え方も本審議会から高齢者が使用する場合
の減免の配慮の要望を受けてのことで、ホール及び楽屋以外は他の施設と同
様に維持されております。また、施設を使用していない人との公平性という
点を考慮し、使用者負担率をキックマンアリーナ50%の利用者負担率よ
りも抑えていますので、これからの施設のあり方として、今回の利用料金案
は受け入れられるものではないかと考えます。今回の減免の考え方の変更に
よる社会教育団体等への影響をできる限り抑える措置を講じるよう要望する
附帯意見も付しています。

会長としては、この答申案を基本として、本審議会の答申案として提出
を考えていますがいかがでしょうか。皆様にご意見をいただければと思いま
す。

(神永委員)

2付帯意見(1)75歳以上、障害者、中学生というのは、その団体の
何割の方が所属していればいいのでしょうか。例えば中学生ですと先生が入
りますし、その中に障害者がいるかもしれませんし、何割以上75歳以上の
市内の方が居ればいいのでしょうか。

(事務局)

考え方につきましては使用する方全てというかたちになります。市内に
居住する75歳以上の方が全員で使用する、障害者の方、中学生以下の方が
全員です。例えば74歳以下の方が入った場合どうなるかと言いますと、こ
れは減免にならなくなってきました。非常に新しい考え方で判断が難しいので
すが、75歳以上が使用する場合に限って減免され、それ以外の方が入って
いると減免できないというかたちになります。

(神永委員)

ちょっとわかりにくかったのですが、客席、ホールとバックヤードを使
う方が例えば10人いたとして、その中に75歳以上の方が一人でもいたら
よろしいのですか。

(里館委員)

お考えがまとまっていないような気がします。舞台は一人では動かせないから、スタッフがいるわけですから。もう少し補足があるといいですが。

(事務局)

一応柏市を参考にしておりまして、細かく調べまして、全員がというのはちょっとあり得ない状況ですので、その辺はまた会長と相談しまして直すべきところは直していきます。

(事務局)

文化会館では舞台だけを個人で貸すというパターンはあります。個人と言っても、歌の練習のようなかたちでピアノの伴奏の人が入って、2、3人くらいで使用というのはあります。ですが、ほとんど個人貸しはありません。

(里館委員)

文化会館は空いていれば借りさせてもらうのかもしれませんが、このホールの金額ではあり得ないので、ただよっぽどのプロフェッショナルな人だと思いますので、おおたかではやらないと思います。

(増満副会長)

ようするに申請者は個人なわけですから、代表者が75歳以上の場合ならOKなのか、あるいは団体として申請される場合も団体に含まれる年齢層の割合なのか、はっきり明記されていないと、例えばホールを使用する人は若い40・50代の人でも、代表者・申請者が75歳以上の場合もあるので、それが申請者なのか使う人の割合なのか、明記されていないのは非常に分かりづらいです。

(事務局)

わかりました

(辻野会長)

まだいろいろ考えが及ばないところございますので、他に御意見等あればお願いします。

(事務局)

市内に在住する75歳以上の者が使用する場合に5割減免というかたちで、規定によると75歳以上の方の所属が過半数ではなく「75歳以上の方でない」ということに現状はなっております。障害者・中学生以下の方が個人利用の場合減免対象という考え方で進めております。

(井田委員)

中学生を使用する場合、申請は先生がして、ホールで例えば合唱する時、使用者としては中学生だけ、とうい使い方が想定されるということですか。

(事務局)

その通りでございます。申請者は先生がされて中学生の使用者だけの時、減免の対象と規定しております。

(里館委員)

75歳以上の方が申請書を提出して私達が使うことはよくないことだとは思っているので、利用者の半分以上とか詳しく付けた方がよろしいかと思いません。

(事務局)

事務局としてその辺の立場をお示しさせていただいたのですが、審議会のご意見というかたちで検討させていただきまして、今この場では答えが出ませんが諮問いただいて、最終的には市長の裁量権で、その中で整理させていただくということでご了承ください。

(辻野会長)

今回で5回の審議をしましたが、今日はこれでまとめていきたいと思えます。今この場に出されたご意見がございますけれども、いただいたご意見を集約して、会長及び副会長で協議させていただき、修正できるものは修正して、事前に各委員に送付させていただきます。今月いっぱいには確認後に答申書として教育長に提出させていただきたいと思えますが、ここで発言されていない方も任せていただけますでしょうか。

(一同) お願いします。

(辻野会長)

では、その段取りで進めさせていただきます。

それでは、続きまして、議事(3)の「流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」についてですが、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

図書・博物館では、流山市立図書館設置関連条例のうち開館時間等について条例の改正を考えておりますので、ご意見を頂戴いたしたいと思っております。

【流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明】

資料1：流山市立図書館設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（条例改正の理由・内容）

資料2：流山市立図書館設置管理条例に定める開館日・時間及び試行事業の開館日・時間と条例改正（案）

資料3：平成24～28年度流山市図書館 夜間開館時の館別平均在館者数

資料4：平成28年度流山市立図書館 夜間開館時の月別総在館者数

資料5：平成28年流山市立図書館 夏季曜日別統計

資料6：平成28年7月～8月流山市立図書館 夏季月曜開館統計

資料7：夜間開館短縮と夏季月曜開館の利用者数比較
図書館開館時間（近隣市との比較）

以上、夜間開館時間短縮と月曜開館の夏休み試行をもって、説明させていただきましたかたちで条例を改正させていきたいと思っております。説明は以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

(辻野会長)

只今の説明について、ご質問やご意見などがございましたらお願いします。

(土田委員)

はい、2点あります。

資料4、19時から20時の在館者数ということですね、13%から1

5%ということで、在館時間も大事なのですが、今回重要なのは来館時間、つまり19時以降でないとか来られない人が居ないのかというデータが出ていないので、同じデータの取り方が問題で、コンビニでも開いていて良かったという話と、開いていないとどうにもならないということがありますので。本を借りるとか、しばらく調べ物のするとか、とにかく開いていないと困るということが無いようひとつ検討をお願いします。在館者数だけでなく、19時以降の来館者数のデータがあれば有効かと思えます。

それから資料3なのですが、主な4つの図書館データがあり、24年度と28年度19時台を見ますと、木の図書館、南分館は変わらないのですが、中央図書館を見ますと、24年19.2%、28年10.8%で半減しています。森の図書館は18から12.4で6%弱くらいなのですが、中央の半減の理由は何なのでしょう。ライフスタイルが変わったという捉え方でもいいのですが、こういうかゆいところに手が届くような原因が何かあればご教授願いたいのですが。

(事務局)

まずは資料4につきまして来館時間の件ですが、正確なデータというものはございませんが、19時から20時に本を借りるという利用者は、それ以前からいらした人がその時間帯に帰るので、最後に本を借りて帰るといったような利用の仕方が大きな部分を占めているということが印象にあります。

もう一点の資料3の木の図書館と中央図書館の動向についてですが、木の図書館については明確なお答えはできませんが、中央図書館について平成27年度からピックアップサービスをおおたかの出張所で行っており、その影響が見られると解釈しております。

(事務局)

資料3の中央図書館の利用者数の半減ですが、木の図書館・南の図書館の施設の設置という地域の図書館が新たにできてきたということ、南流山につきましては人口の跳ねつきが多いですから、そちらは分館ですがサービスを伸ばしていますので、本館しかなかった時代に比べ地域の近くでサービスを受けられるようになってきたことが数字に表れていると思います。

もう一つの資料4につきましては、ご指摘のとおり夜遅くでないという利用できない利用者もおりますので、今回の条例改正の背景につきましては月曜開館の重要性もあろうかということで、夜間の利用については切り捨てではなく夏休みの月曜開館に重きを置き、行政側の立場として一定の条例改正を

していく上で、利用者の声を直接聞いて適切なかたちで条例改正に望んでいきたいと思えます。

(神永委員)

資料2ですが、試行のところ中央図書館・森の図書館・木の図書館は9時30分から19時となっていますね、南流山分館は10時からで条例改正で10時から9時30分になった理由は为什么呢。

(事務局)

現条例の状態ですと20時まで、試行で19時までということで調整させていただいているのは分館の中では南流山だけでございます。分館に関して夜間の時間短縮をする中で、南流山は利用がかなり多いということから時間を増やしてバランスを取らせていただいています。

(里館委員)

南流山は人口が増えているという関係ということですね、わかりました。

(辻野会長)

この改正案について、この場で承認を出さなきゃならないのですか。

(事務局)

できれば承認をいただければと思います。

(辻野会長)

承認をいただきたいということですが、ご意見ございますか。

(神永委員)

資料5ですが、月曜の利用者数は夏休みより周知の状態によってはもっと増えるのではないかと予想されますので、月曜開館は利便性があって私は大変良いと思えます。

(事務局)

ありがとうございます。夏休みの月曜日開館については、平日の来館者数が夏休みに入った児童生徒・幼児と親が大変多くなっております。昨年策

定に皆様にご意見を頂戴いたしました『流山市子ども図書活動推進計画』に、非常に有効に働くものでありますので、そういったものも含めまして月曜開館をいたしたいと思えます。

(辻野会長)

小中学校長の委員の欠席3名の方からメールで質問が来ていませんか。学校の先生のご意見を聞いた方が良いのではないかと思います。来年4月1日から実施するのに今日決めなければならないのかどうかも回答してください。

(事務局)

結論から申し上げまして、本日この場とは考えておりません。今回の条例改正の背景につきましては、試行と言いつつ4年間の実績を分析しまして条例改正していきたいということは変わりません。来年度からの業務について今ご提案させていただいている内容で進みたいと思えます。しかし先ほどご指摘のあった夜間利用についても、それも踏まえつつ条例改正にもってきたい考えです。先ほどの諮問に対する答申の関係もございまして、頻繁に審議会を開催させていただきました。しかし今後は直ぐと言うわけにはまいりませんので、可能であればこの図書館の開館時間についての欠席委員の方にご意見をいただくということが一つと、今月中に各委員さんからまた御意見いただければ、それを踏まえまして市としての政策判断をさせていただきたい、併せて利用者の声も含め総合的に政策判断させていただきたいと思えます。

(辻野会長)

ではこの場ではこれで。本件については欠席議員の意見も聞き、本会議に出席した方で何かあれば事務局に御意見寄せていただくということによろしいでしょうか。

(事務局)

吉田委員から質問があったかと思いますが、出来ればこの場で回答を申し上げたいと思えます。

(辻野会長)

皆さんに吉田委員の質問はわたってはいないでしょう。

(事務局)

会長に代わってご質問していただくというかたちでは？

(辻野会長)

それも併せて、のちほど欠席委員からの質問にするというのはいかがで
しょうか。

(事務局)

はい、結構です。

(辻野会長)

それでは、議事(3)は今のようにするということで、続きまして、議事
(4)の「その他」についてですが、事務局から何かございますか。

(事務局)

生涯学習課からお知らせいたします。お手元に文化祭と第九のパンフレッ
トを寄せていただいております。

第63回流山市文化祭につきましては、平成29年10月29日(日)か
ら11月の26日まで文化会館・生涯学習センター、東部公民館、初石公民
館の各施設を利用し、芸能発表・作品展など多種行事を開催しております。

市制施行50周年といたしまして平成29年12月の17日にキッコーマ
ンアリーナにて第九演奏会を開催いたします。こちらは入場料1,500円
と有料となっております。10月1日(日)からチケットの発売を開始いた
します。

以上2点になります。

流山市おおたかの森ホールの料金案につきまして5回にわたりまして審
議会を開催させていただきまして、また、貴重なご意見をいただきまして、
誠にありがとうございました。これをもちまして平成29年度の審議会の開
催に関しましては終了とさせていただきます。平成31年のオープンに向け
ましてまだまだ課題はございますが、計画通り進みますよう努力してまい
ります。ありがとうございました。

(辻野会長)

それでは、以上で、平成29年度第5回生涯学習審議会を終了します。大変お疲れ様でした。

(一同)

ありがとうございました。

【 閉会 】